

協定項目番号	25 - 20	公立病院等事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 公立病院、診療所の施設及び体制</p> <p>病院と診療所間の機能連携を図る。</p> <p>また、将来は現市立釧路総合病院の分院化等を調整。</p> <p>なお、医師職の給料は将来における分院化等の調整と併せて整理。</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 公立病院及び診療所の運営</p> <p>釧路市と阿寒町の病院会計は統合し、他の診療所会計はそのまま引き継ぐ。</p> <p>また、将来における現市立釧路総合病院の分院化等の調整と併せて会計も調整。</p>		